

計画の趣旨と市の概要(案)

1. 第6次総合計画について

(1) 計画策定の趣旨

桜井市では、昭和46（1971）年に第1次桜井市総合計画を策定し、「生活文化都市」をテーマとしたまちづくりを行ってきました。第5次桜井市総合計画では、市民主導の個性的で総合的な地域経営システムへの転換を基本としながら、地域づくりの課題を市民との協働により克服することが重要であるとの視点から「観光・産業創造都市～人と人とのつながりから、新たな歴史がはじまるまち～」をテーマとしてまちづくりを進めてきました。この第5次桜井市総合計画の計画期間が令和2（2020）年度で満了となることに伴い、平成27（2015）年度に策定した「桜井市人口ビジョン」及び「桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の既存計画との整合性を図った新たな総合計画の策定が求められています。

そのため、少子高齢化や高度情報化、地方分権など地域を取り巻く社会環境の変化とそれにより発生する行政上の諸課題に対応し、持続可能な行財政運営を進めるための総合的かつ計画的な指針として、令和3（2021）年度を初年度とした「第6次桜井市総合計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

第6次桜井市総合計画の位置づけは以下のとおりです。

1) 地域全体を形成していくための指針

市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働で実現をめざすまちの将来像を示したものです。

協働のまちづくりを確実に進めるため、まちづくりの様々な取組について市民にも進捗状況がわかりやすいよう、目標とその実現のための市民と行政との具体的な役割を示します。

2) 効果的・効率的な行財政の指針

行政の全職員が市民とともにその成果の達成のために創意工夫し、効果的・効率的な行財政運営を実現するための目標と方針が示された、行政経営における最上位計画です。

持続可能で、効果的・効率的な行財政運営を推進するため、既存の事務事業評価と連携し、計画の進捗状況を明確にすることで行政が運用しやすい指針とします。

(3) 計画の構成

総合計画は、まちの将来の方向性を示す「基本構想」、基本構想を実現するための分野別の取組方針を定める「基本計画」、毎年度の事業計画を示す「実施計画」の3層で構成します。

なお、「戦略的プロジェクト」は総合戦略の基本目標ごとに今後5年間で重点的に取り組むプロジェクトを位置づけることで、総合戦略との整合性を確保します。

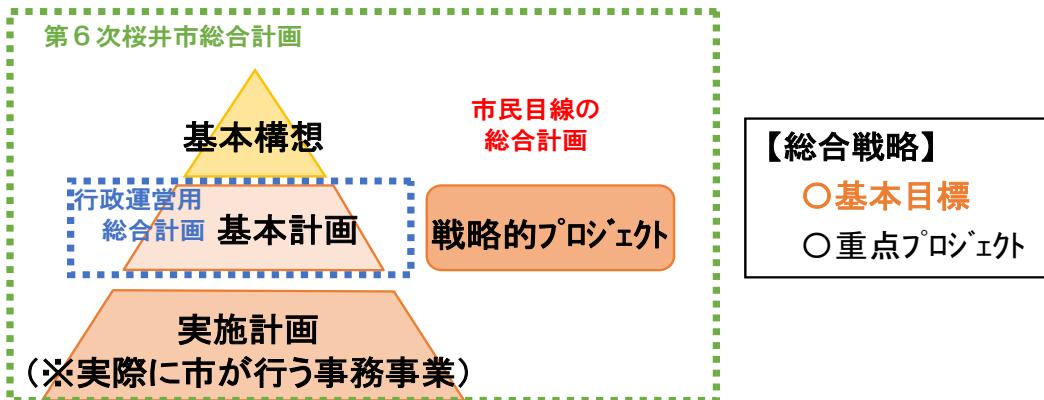


図 次期総合計画の構成イメージ(総合戦略との整合性)

■市民目線の総合計画とは・・・

- 桜井市がめざす姿を市民と共有するものとして図やイラストなどを用いて市の大きな方向性を簡潔にわかりやすくとりまとめたもの。
- 「基本構想」と「戦略的プロジェクト」で構成する。

■行政運営用総合計画とは・・・

- 「基本計画」は、「基本構想」に位置づけた柱ごとに担当部署、現状、課題、市民生活の目標像（めざすまちの姿）、取組方針など、各部署が実施する事業をとりまとめたもの。
- 各部署が今後5年間で実施すべき事業が示され、毎年作成している施策・事務事業評価の結果を踏まえ、柔軟に見直しを行いながら行政運営を行うための指針となるもの。

(4) 計画の期間

総合計画の策定期間は、社会の変化や施策・事業の進捗に応じて柔軟に見直すことを可能とするため、基本構想を10年、基本計画を前期、後期各5年とします。

また、戦略的プロジェクトは総合戦略と整合を図るため計画期間を5年とします。

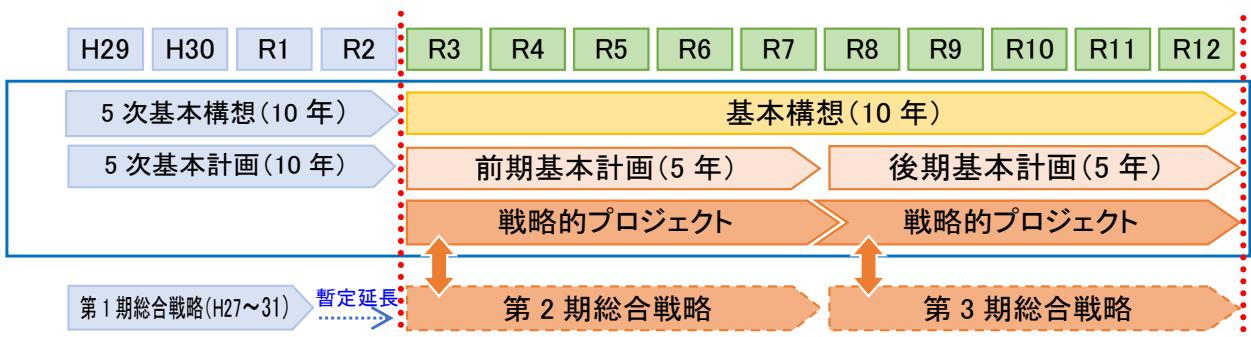


図 次期総合計画の計画期間

2. 桜井市を取り巻く社会動向

(1) 社会潮流

1) 人口減少・少子高齢化

我が国の総人口は平成 20（2008）年をピークに減少に転じており、特に生産年齢人口は、少子高齢化の進行によって平成 7（1995）年をピークに減少しています。

今後も、年少人口、生産年齢人口は減少を続ける一方、老人人口は令和 24（2042）年まで増加し、高齢化率は、令和 47（2065）年には 38.4%に達して、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると見込まれています。

全国レベルで本格的な人口減少社会を迎える中、特に、地方の人口減少は顕著で、中長期的な将来人口推計によれば、令和 42（2060）年には全国の約 6 割の地域で人口が半分以下となり、地方消滅の可能性が報じられています。人口減少が進行した場合、生活関連サービスの縮小、雇用機会の減少、税収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の撤退・縮小、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地等の増加、地域コミュニティの機能低下などが危惧されています。

桜井市においても、高齢化は国よりやや早い速度で進んでいます。

2) 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間で達成すべき国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、日本でも、平成 28（2016）年 12 月に、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとした、「持続可能な開発目標実施指針」が策定されました。

日本では、特に、①あらゆる人々の活躍の推進、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現、⑧SDGs 実施推進の体制と手段 を優先課題と捉え、具体的な施策を定め取組を進めています。

桜井市においても、SDGs の理念を踏まえたうえで、各種の施策に取り組むことが求められています。

3) 地方創生

少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。それを受け、平成 28（2016）年 4 月には、地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援する「地方創生推進交付金」や、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附を促進する「地方創生応援税制」が創設されました。また、中高年齢者が希望に応じて移住し、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくりを目指す、「生涯活躍のまち」推進のための措置などを盛り込んだ「改正地域再生法」も成立し、地方創生に向けた様々な取組が進められています。

桜井市では奈良県との「まちづくり連携協定」による拠点の形成を進めており、拠点の形成とあわせた地方創生に取り組んでいます。

なお、平成 28（2016）年 3 月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識のもと、関係省庁が連携しながら施策に取り組んでいます。

4) 働き方改革

少子高齢化とともに労働人口の減少も大きな問題となっており、平成 28（2016）年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で働き方改革が取り上げられています。

平成 29（2017）年 3 月には、「働き方改革実行計画」を閣議決定し、女性・若者的人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療や子育て、介護等と仕事の両立、障害者・高齢者の就業促進、外国人材の受け入れ等について取組を進めています。

第 4 次産業革命の到来により、ICT が発達し、様々な経済活動等を逐一データ化し、こうしたビッグデータを、インターネット等を通じて集約した上で分析・活用することにより、新たな経済価値が生まれています。また、AI にビッグデータを与えることにより、単なる情報解析だけでなく、複雑な判断を伴う労働やサービスの提供が可能となるとともに、様々な社会問題等の解決に役立つことが期待されています。

こうした第 4 次産業革命の進展は、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも好影響を与えると考えられる一方で、ICT の急速な進展によるサイバー攻撃の増加・巧妙化といった問題も指摘されています。

桜井市においても、今後労働人口が減少する中で、女性の社会進出や誰もが働きやすい環境の形成に加え、AI や ICT の特性を上手く活用することで、限られた人材を「人ならでは」の仕事に専念させることにより、一層の業務の効率化・省力化を推進することが必要となっています。

5) 環境変化と災害リスクの高まり

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）によると、21世紀末までに世界の平均気温は2.6℃～4.8℃上昇すると予測されており、気象災害が激化する中、世界経済も気候変動を最大のグローバルリスクの一つとして認識しています。

平成27（2015）年12月に開催された、第21回気候変動枠組条約締結国会議（COP21）において、平成9（1997）年12月に採択された「京都議定書」の後継となる、「気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（パリ協定）」が採択されました。

我が国においても、近年の気候変動に伴い、短時間強雨の発生回数が増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、大規模な土砂災害や河川氾濫が多発しています。そのような中、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、平成26（2014）年6月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、年次計画であるアクションプランに基づき対策が進んできました。その後、平成28（2016）年の熊本地震等の災害から得られた知見を活かし、平成30年（2018）年12月に国土強靱化基本計画が見直されています。

また、平成28（2016）年12月に策定された「持続可能な開発目標実施指針」においても、特に地方都市において地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとする住民が安心して暮らせるまちの実現をめざすため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けたまちづくりを促進することを掲げています。

桜井市においても、平成30（2018）年3月に「立地適正化計画」を改定し、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けた取組を進めています。

6) スーパー・メガリージョンによる多様な対流と価値創造

現在建設中であるリニア中央新幹線の全線開通によって、三大都市圏が約1時間で結ばれ、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引きつけ、世界を先導するスーパー・メガリージョンが形成されることが期待されており、「第二次国土形成計画」（平成27（2015）年閣議決定）においても、その効果を最大化し、全国に波及させるための取組の必要性が示されています。また一方で、経済・産業構造や、人々の暮らし、価値観等が今後大きく変わっていく中で、各地域が主体的かつ戦略的な活性化策を実施することとあいまって、人口減少下における新しいビジネススタイル・ライフスタイルを生み出すことが期待されており、これまでの価値観にこだわることなく、未来志向により構想を検討していくことが求められています。

スーパー・メガリージョンによって、①フェイス・トゥ・フェイスコミュニケーションが生み出す新たなイノベーション、②「時間」と「場所」からの解放による新たなビジネススタイル・ライフスタイル、③海外からの人や投資の積極的な呼び込み、④災害リスクへの対応が可能であると考えられています。

桜井市においても、今後予定されている、リニア中央新幹線の全線開通による広域交通網の強化を、東京への一極集中が進む脅威ではなく、多様な人との交流によるイノベーションが生まれる機会、あるいは海外からの人の呼び込みによる観光振興の機会として捉え、奈良県全体として取組を進めていくことが必要となっています。

7) 都市のスponジ化

都市の内部で、空き地や空き家等の低未利用地がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスponジのように都市の密度が低下する、「都市のスponジ化」が進展しています。都市のスponジ化の進展は、サービス産業の生産性の低下や行政サービスの非効率化、地域コミュニティの存続危機、治安や景観の悪化などにつながり、都市の衰退を招く恐れがあると懸念されています。

このような社会背景を受け、都市のスponジ化への総合的な対策の推進とまちのにぎわい創出に向けて、「改正都市再生特別措置法」が平成 30（2018）年 7 月に施行されました。

これに先駆けて、桜井市では、集約型都市構造を構築するための方針を示した「桜井市立地適正化計画」を策定する一方、適切な管理が行われていない空き家等への対応や、積極的な利活用による地域活力の維持・増進に取り組むために、空き家等への対策についての方針を示した「桜井市空家等対策計画（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）」を策定し、取組を進めています。

8) 公共施設・インフラの老朽化

我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設、道路、橋梁等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎ることが見込まれています。一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体において、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新財源を確保していくことは、一層困難になっています。

そのような中、平成 26（2014）年 4 月に、国から各地方公共団体に対し、公共施設等の現況や将来の見通しを基に公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める、「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

桜井市においても、人口減少や少子高齢化が進行する中、高度経済成長期に建設した公共施設やインフラ施設が順次更新の時期を迎えており、効果的な維持管理や修繕、計画的な更新により費用の軽減を図り、限られた財源の中で、充実した行政サービスを提供していくことが課題となっています。

これらの課題や桜井市が推進する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」形成のため、桜井市が保有する公共施設やインフラ施設に関する現状や課題を踏まえ、人口及び財政等の状況を含めた将来に向けての長期的な視点から、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、「桜井市公共施設等総合管理計画」を平成 28（2016）年 3 月に策定しています。

9) 感染症の世界的流行

令和元（2019）年12月以降に、中国湖北省武漢市において初めて新型コロナウイルス感染症の発生が確認された後、瞬く間に世界中に感染が広がり、パンデミック（世界的大流行）を引き起こしました。

日本でも、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、令和2（2020）年4月7日に政府の緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、一定期間の外出の自粛や一部業種の営業自粛が要請されるなど、日常生活や経済活動に甚大な影響をもたらしました。

桜井市においても、このような政府の方針を受けて、「新型コロナウイルス対策本部」において、市内小中学校の休校や市主催イベントの中止を決定するとともに、公共施設や避難所等での感染症拡大予防対策や、市民や事業者への経済支援対策を実施しました。

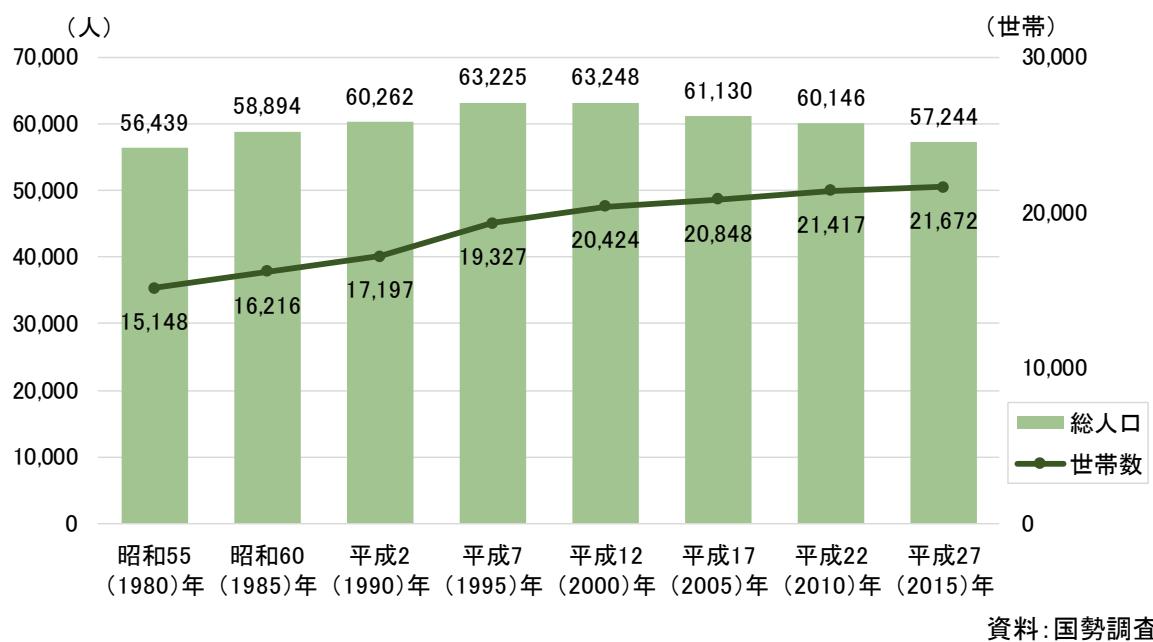
緊急事態宣言の解除後においても、感染拡大防止に努めながら日常生活や経済活動を回復させていくために、国民一人ひとりの行動様式や、医療や産業、観光、教育、福祉など、あらゆる施策のあり方を見直すことが求められています。

厚生労働省のガイドラインでは、「新しい生活様式」として、身体的距離の確保やマスクの着用などが挙げられています。また、社会経済システムにおいても、企業における在宅勤務・テレワークの推奨や、医療・教育分野での、オンライン診療・オンライン授業の拡大といった変化の兆しが表れています。

桜井市でも、観光戦略の練り直しや、空き店舗等を活用したサテライトオフィス誘致の推進、また、教育現場のICT教育の整備を加速化させるなど、「コロナ後」を見据えた取組を推進する必要になるとともに、予測困難な事象が発生した際にも的確・迅速に対応することができるよう、府内組織の整備や、国・県・地域との連携を強化することが求められています。

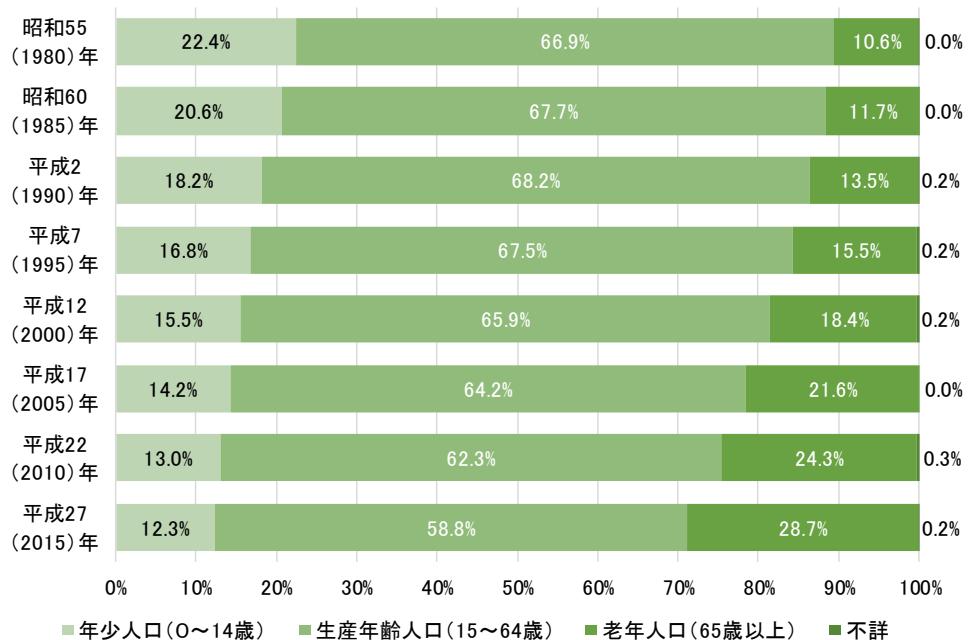
3. 桜井市の概要

(1) 人口



資料：国勢調査

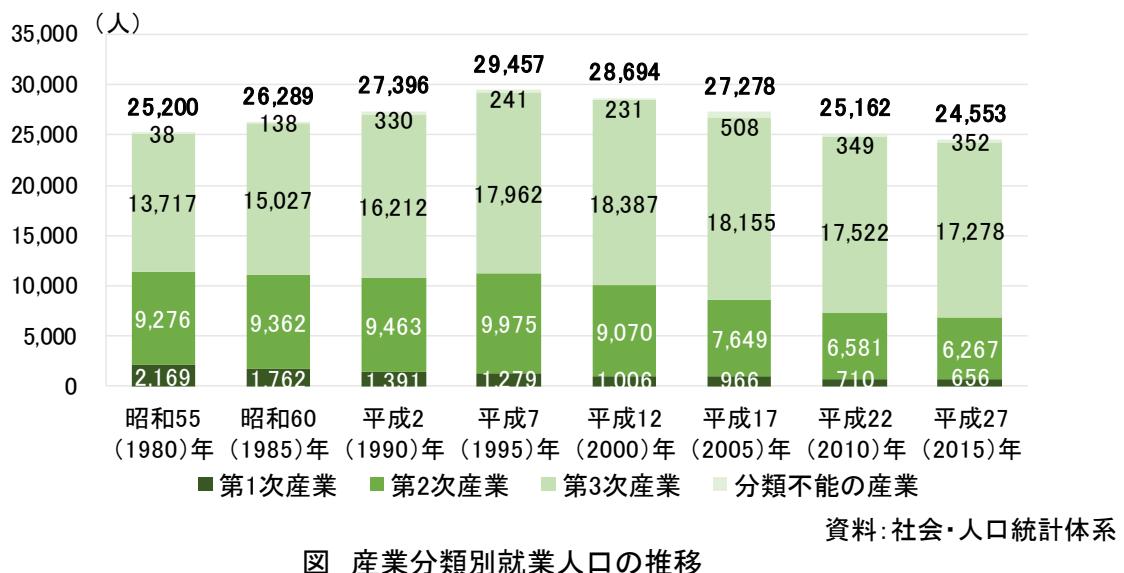
図 総人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

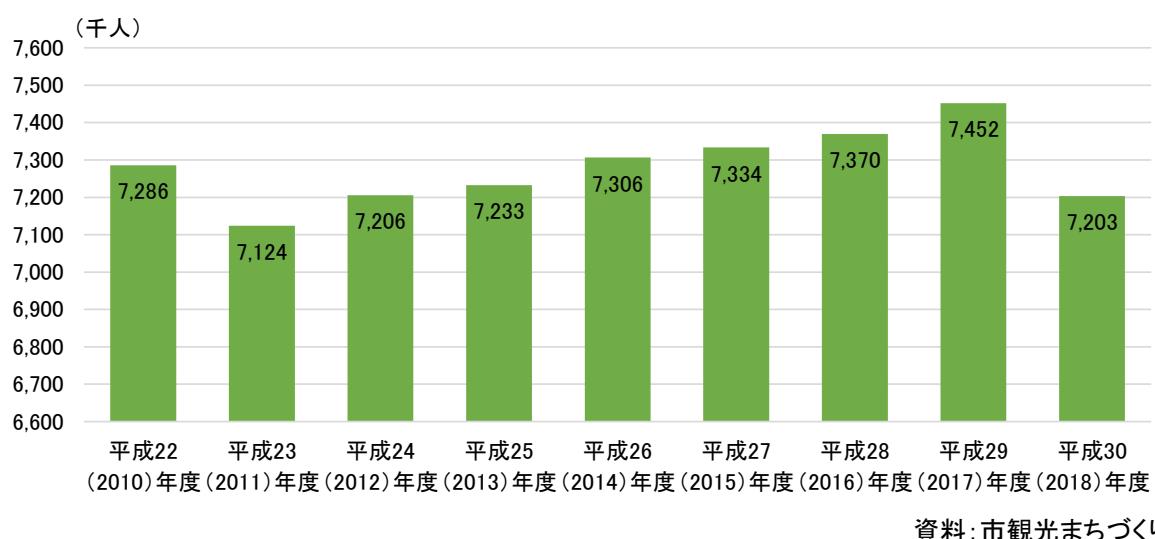
図 年齢3区分人口の推移

(2) 観光・産業



資料:社会・人口統計体系

図 産業分類別就業人口の推移

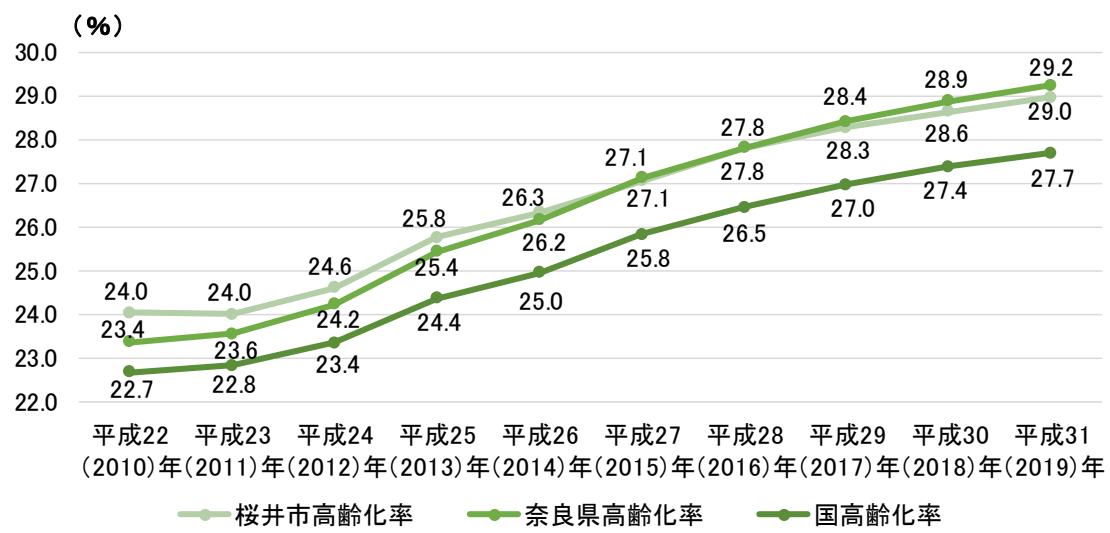


資料:市観光まちづくり課

図 来訪者数の推移

※ 平成30(2018)年度より来訪者数のデータ集計方法が変更となったため、平成30(2018)年度は減少となった。

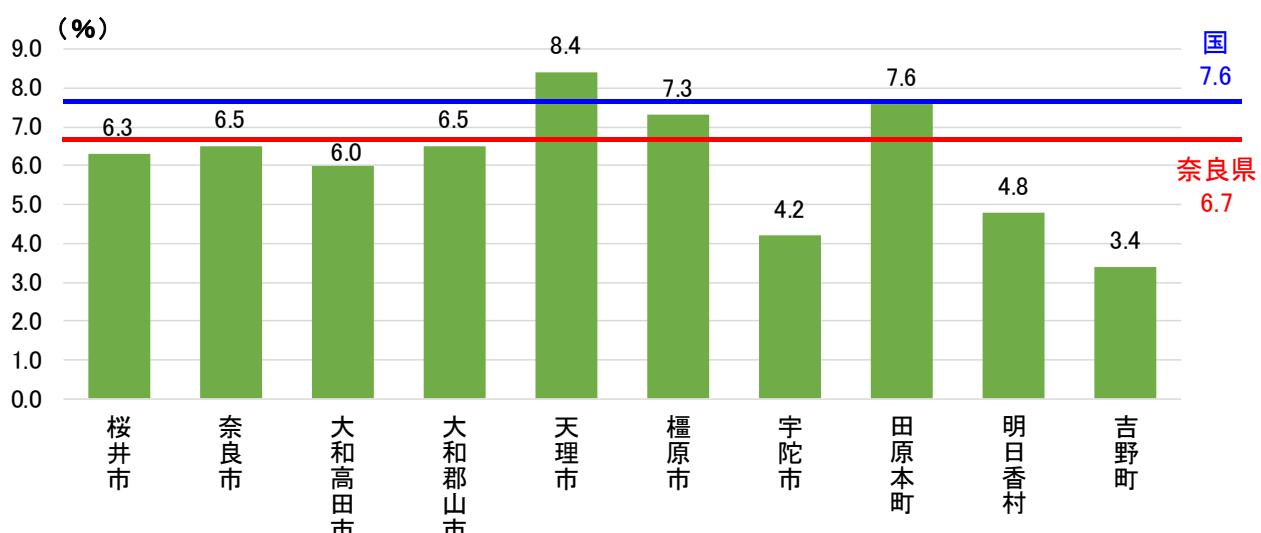
(3) 健康・福祉



資料:住民基本台帳

(平成 25 年(2013)年までは 3 月 31 日時点、平成 26 年(2014)年からは 1 月 1 日時点)

図 高齢化率の推移



資料:奈良県保健衛生統計データ

図 出生率の比較(平成 29(2017)年)

(4) 教育・生涯学習・交流

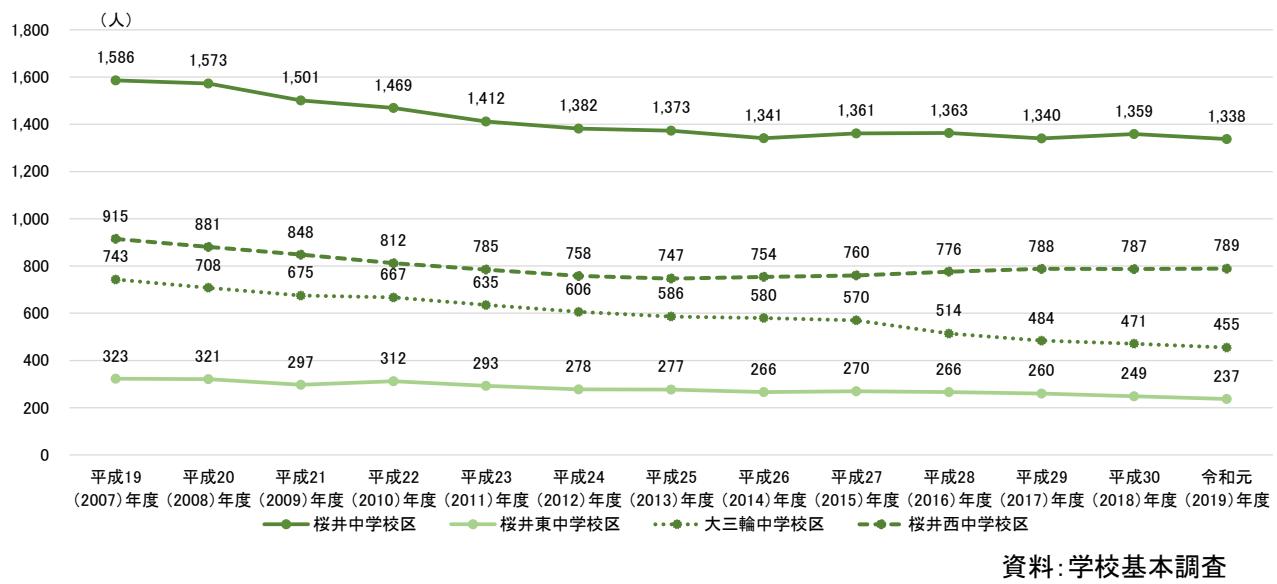


図 小学校児童数の推移

(5) 環境

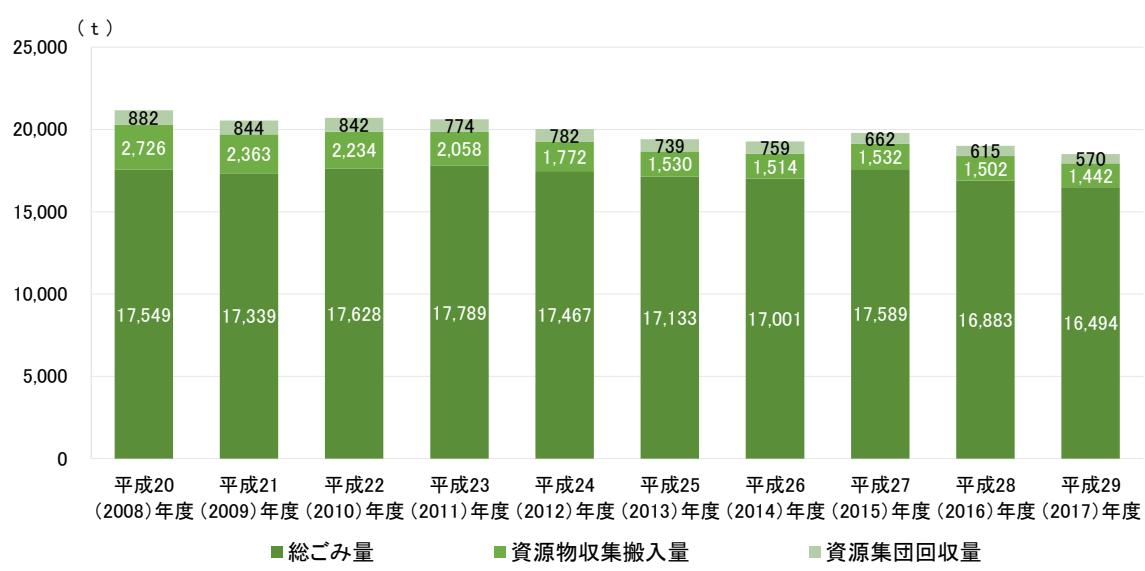
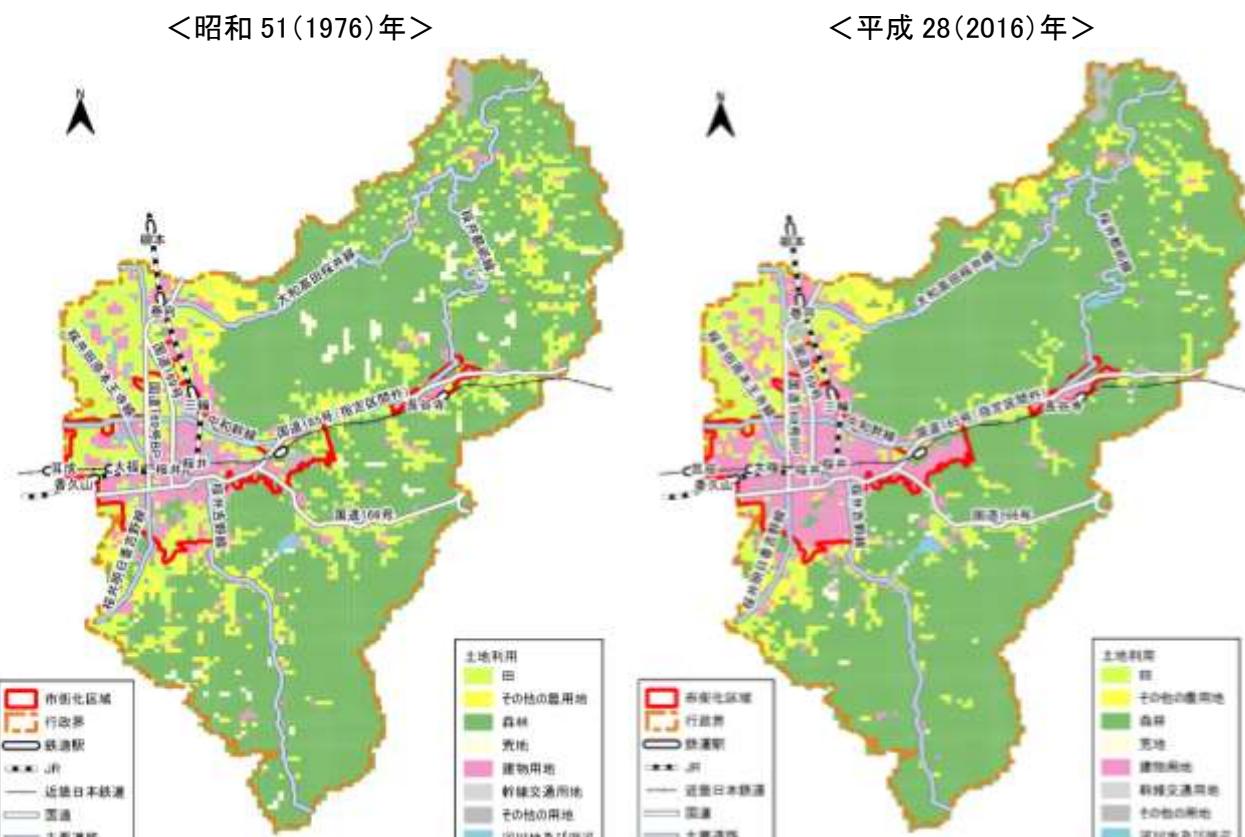


図 ごみ排出量の推移

(6) 都市



資料: 国土数値情報(土地利用細分メッシュ)

図 土地利用状況

(7) 安全・安心

表 土砂災害警戒区域・浸水想定区域の対象世帯と人口(令和元年12月31日現在)

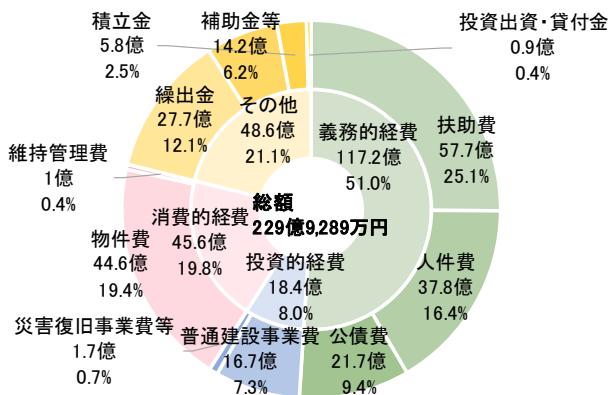
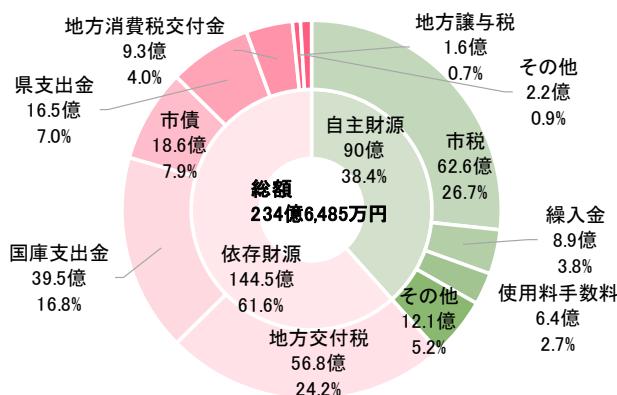
| 桜井市の世帯数と人口 | 世帯数 | 計 |
|------------|--------|--------|
| 合計 | 24,779 | 56,784 |

| 土砂災害警戒区域 対象世帯と人口 | | 対象地区数 | 70 |
|-------------------------------|-----|-------|-------|
| | | 対象世帯数 | 2,233 |
| | | 対象人口 | 6,222 |
| 浸水想定区域 (想定最大規模) 対象世帯と人口 | 米川 | 対象地区数 | 5 |
| | | 対象世帯数 | 48 |
| | | 対象人口 | 156 |
| | 寺川 | 対象地区数 | 24 |
| | | 対象世帯数 | 1,204 |
| | | 対象人口 | 4,506 |
| | 大和川 | 対象地区数 | 19 |
| | | 対象世帯数 | 2,170 |
| | | 対象人口 | 6,559 |

※ 奈良県資料を基に桜井市が土地情報と突合して集計。

(8) 地域経営

平成 30(2018)年度



資料:市統計書

表 財政の比較

| 項目 | 指標 | 単位 | 桜井市 | | | 奈良県 市町村平均 平成30年度 | 全国 市町村平均 平成30年度 | 類似団体 市町村平均 平成30年度 |
|-------------|------------------------|----|------------|------------|------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|
| | | | 平成28 年度 | 平成29 年度 | 平成30 年度 | | | |
| 財政力 | 財政力指数※1 | | 0.53 | 0.53 | 0.54 | 0.40 | 0.51 | 0.74 |
| 公債費負担の状況 | 実質公債費比率※2 | % | 9.2 | 7.8 | 7.7 | 10.0 | 6.1 | 6.4 |
| 財政構造の弾力性 | 経常収支比率※3 | % | 104.7 | 103.6 | 102.6 | 98.4 | 93 | 93.7 |
| 人件費・物件費等の状況 | 人口1人当たり人件費・ 物件費等決算額 | 円 | 126,255 | 132,200 | 140,420 | 128,481 | 132,793 | 109,426 |
| 将来負担の状況 | 将来負担比率 | % | 80.4 | 94.2 | 95.3 | 72.7 | 28.9 | 24.2 |
| 定員管理の状況 | 人口千人当たり職員数 | 人 | 7.47 | 7.65 | 7.67 | 7.84 | 7.95 | 6.23 |

資料:総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧、市提供資料

※ 1 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1 を超える団体は、普通地方交付税の交付を受けない。

※ 2 実質公債費比率

自治体の収入に対する負債返済の過去 3 年間の平均値をいう。実質公債費比率が 25%以上となる地方自治体は、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。さらに、実質公債費比率が 35%以上になると、地方債の発行が制限される場合がある。

※ 3 経常収支比率

地方税や普通交付税など毎年の収入に対し、人件費や扶助費など決まった支出が占める過去 3 年間の平均値をいう。100%になると完全に財政が硬直化している、100%を超えると恒常に必要な経費が収入で賄えていない状態になっている。

(9) 市民意向

表 アンケート調査の概要

| | |
|---------|---|
| 調査地域 | 桜井市全域 |
| 調査対象 | 市内に居住する 16 歳以上の男女 |
| 抽出方法 | 住民基本台帳から無作為抽出（平成 30（2018）年 9 月に実施） |
| 配布対象数 | 3,000 人 |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収 |
| 調査時期 | 平成 30（2018）年 10 月 1 日～平成 31（2019）年 1 月 21 日 |
| 回収数・回収率 | 回収数 1,254 回収率 41.8% |

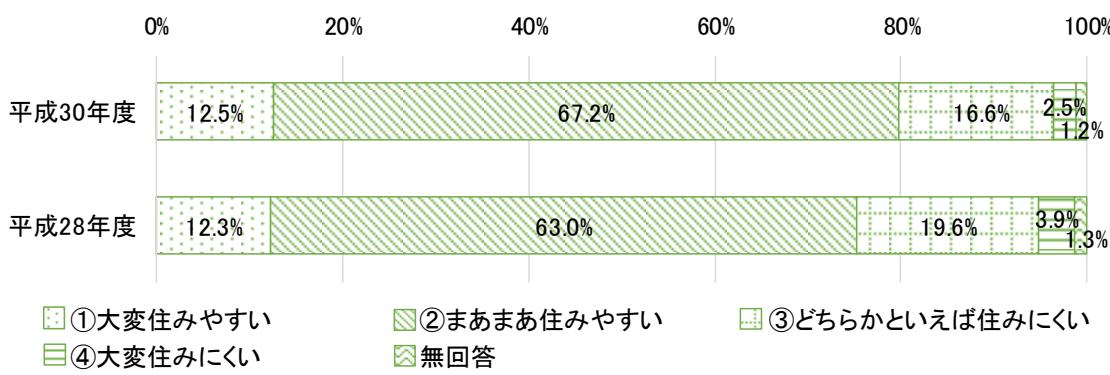


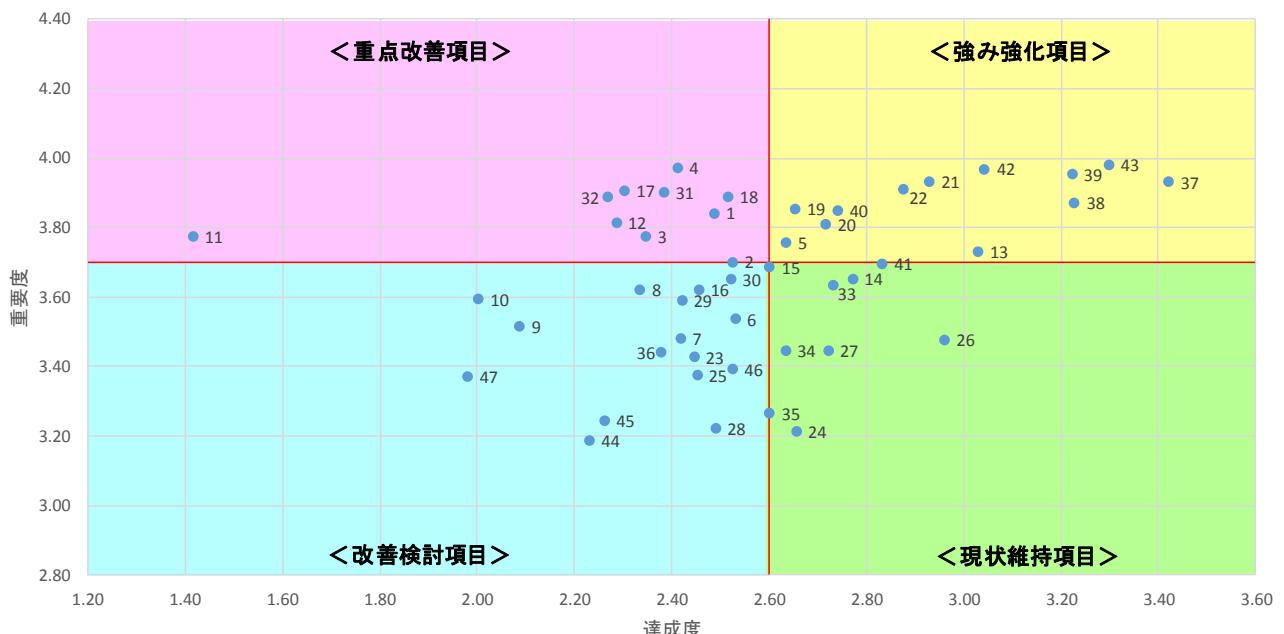
図 住みよさ・住みにくさ

表 住みよい理由・住みにくい理由(平成 30 年度)

| | 住みよい理由 (N=1,000) | 住みにくい理由 (N=239) |
|-----|--------------------|--------------------|
| 1 位 | 日常の買い物や飲食 (50.7%) | 日常の買い物や飲食 (61.1%) |
| 2 位 | 身近に親しめる自然 (32.6%) | 通勤・通学の便 (41.0%) |
| 3 位 | 通勤・通学の便 (30.9%) | 道路の整備 (25.9%) |
| 4 位 | 近所の人との付き合い (19.7%) | 近所の人との付き合い (19.7%) |
| 5 位 | 犯罪・風紀 (17.3%) | 保健・医療施設 (17.6%) |

表 将来のまちづくりの方向性

| | 前回（平成 20 年度） | 今回（平成 30 年度） |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 位 | 歴史や伝統に支えられた香り高い文化があるまち (33.4%) | 歴史や伝統に支えられた香り高い文化があるまち (27.4%) |
| 2 位 | 社会福祉が充実しているまち (26.5%) | 社会福祉が充実しているまち (21.5%) |
| 3 位 | 犯罪などが少なく治安が良いまち (24.1%) | 犯罪などが少なく治安が良いまち (20.7%) |
| 4 位 | 多くの人が訪れる観光のまち (18.1%) | 交通環境が整って便利なまち (20.3%) |
| 5 位 | 交通環境が整って便利なまち (14.6%) | 多くの人が訪れる観光のまち (17.9%) |



| | |
|----|---|
| 1 | 市民・事業者・市役所が協力し合ってより良い地域づくりに取り組んでいる |
| 2 | 市民が協力しあいながら、積極的に地域の活動に取り組み、活気のあるまちづくり活動をしている |
| 3 | 市民にとって最適な行政経営が行われ、社会情勢の変化や地域課題に柔軟に対応している |
| 4 | 市民は、公平な負担のもとに税金が適切に活用されることにより、必要な行政サービスを受けている |
| 5 | 市民は行政事務の改善と効率化及び適正な職員の対応により、快く行政サービスを受けている |
| 6 | 市民や行政が多様な情報手段を有効に活用し、情報の受発信を積極的に行ってている |
| 7 | 周辺市町村と連携し、効率的な行政活動が行われている |
| 8 | 市民が桜井市の歴史・食・文化を理解し、その魅力を発信することで、来訪者は観光しながら地域との交流を楽しんでいる |
| 9 | 農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力(ブランド)が生まれ、職業として選択できる魅力ある農業が実現されている |
| 10 | 地場産業とともに新たな産業が根付き、他の産業とも連携した地域の産業の振興が図られ、人材が確保されている |
| 11 | 人が集まりにぎわい、商店街が活気にあふれている |
| 12 | 市民が良好な労働環境を得て、安心しては働くことができる |
| 13 | 市民自らが健康に関心を持ち、自己の健康維持に努め、健康で長生きしている |
| 14 | 市民が地域のなかでともに支え合って安心して暮らしている |
| 15 | 障がいを持つ人が安心して、地域でともに生活している |
| 16 | 誰もが各自の能力を活かしながら、経済的にも精神的にも自立して生活している |
| 17 | 老後も無理なく社会参加しながら、経済的な不安を感じることなく暮らしている |
| 18 | 高齢者が健康面でも精神面でも安心して暮らしている |
| 19 | 子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てができる |
| 20 | 未就学年齢児が、それぞれの子どもにあった保育・教育が受けられる |
| 21 | 市民が、その人にあった適切な医療を受けられる |
| 22 | 子どもたち一人一人が、安心・安全で充実した学校教育が受けられる |
| 23 | 生涯を通して様々な学習機会が用意されており、そこで得た学習成果をまちづくりの活動に活かしている |
| 24 | 市民がスポーツに積極的に参加し、生きがいを持って暮らしている |
| 25 | 青少年が地域のなかでいきいきと学び、活動している |
| 26 | 文化財等が、適切に保存され、歴史を学ぶ市民の財産として活用されている |
| 27 | 人権を尊重し、一人一人の立場や価値観を認め合って生活している |
| 28 | 多様な交流が行われ相互理解がなされた中で市民が暮らしている |
| 29 | 市民一人一人に環境を守る意識が浸透している |
| 30 | 市・市民・事業者・滞在者が協働し、廃棄物やエネルギーなどの資源が無駄なく活用されている |
| 31 | 道路の環境整備が行き届き誰もがどんな状況においても移動に問題がない |
| 32 | 公共交通手段の整備により誰もが問題なく市内を移動することができる |
| 33 | 市民はそれぞれの暮らしに必要な住環境のもと、安心して快適に生活している |
| 34 | 市民は自分のまちの良さを自覚しており、良好な景観が守られている |
| 35 | 日常的にみどりとふれあい、屋外で余暇を楽しんでいる |
| 36 | 適正な土地利用がなされ、暮らしの環境も自然環境も良好に保たれている |
| 37 | いつでも、安全でおいしい水が飲める |
| 38 | 水質汚濁が防止され、市民は衛生的な生活を送っている |
| 39 | 市民は、自然災害による影響が少なく快適で安心な環境で暮らしている |
| 40 | 自然及び人為的災害に対する施設や情報、活動体制が充実している |
| 41 | 交通事故防止の取り組みが充実し、市民が安全に生活している |
| 42 | 犯罪がなく、子どもから大人まで安心して生活できる |
| 43 | 消防、救急が充実し、市民が安心して暮らしている |
| 44 | 大都市圏から「U-I-Jターン」など移住・定住してきている |
| 45 | 中心市街地と地域拠点が相互に補完しあうコンパクトな都市が形成されている |
| 46 | 中山間地域で誰もが安心・安全に暮らしている |
| 47 | 空き家の利活用が進み、移住してきた方の受け皿となっている |

図 生活状態(生活像)のポートフォリオ

4. 桜井市のまちづくりの課題

社会経済動向や時代の潮流を踏まえた SWOT 分析により、桜井市のまちづくりの課題を整理しました。詳細の分析表は次頁に掲載します。

※SWOT 分析とは、組織の内部環境を強み (Strength) 、弱み (Weakness) の観点から、外部環境を機会 (Opportunity) 、脅威 (Threat) の観点から整理し、組織の資源や課題を把握するための分析手法の一つ。

【参考】

表 SWOT 分析

| | | 機会 (O) | 脅威 (T) |
|--------|---|---|--|
| 強み (S) | <p>【観光】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多彩な歴史文化資源（大神神社、纏向遺跡など）の存在 地域主体による取組体制の構築 NAFIC の立地 <p>【健康・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センター「陽だまり」の整備による妊娠・出産・育児の切れ目ない支援や地域包括ケアシステムの構築、救急医療体制の充実 子育て支援として乳幼児医療助成が充実 医療施設が充実 <p>【安全・安心】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市庁舎や保健福祉センター「陽だまり」を軸とした、「防災」「減災」体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな自治体行政への転換による行政経営の効率化【地域経営】 民間活力の導入促進【産業】 インバウンド観光の拡大【観光】 環境に対する意識の高まり（再生可能エネルギーへの転換促進）【環境】 地方創生・地域再生への取組の推進【都市】 多極ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた動きの加速化【都市】 | <ul style="list-style-type: none"> 地球規模で頻発する異常気象や大規模地震の発生による災害リスクの高まり【環境】【都市】【安全・安心】 |
| | | 高度情報化の進展 | <ul style="list-style-type: none"> AI、ICT 等の技術の進歩、Society5.0 の進展による生産の効率化の推進【産業】 |
| | | 働き方改革 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な働き方の実現【産業】 |
| | | リニア中央新幹線、京奈和自動車道、中和幹線等の広域交通網の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 利便性の向上や交流人口の拡大【人口】【産業】【観光】 |
| 弱み (W) | <p>【地域経営】</p> <ul style="list-style-type: none"> 義務的経費の増加に伴う投資的経費の減少 公共施設の更新等に係る経費の増加 <p>【産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三輪そうめん、皮革産業等の特産品の認知度不足 桜井を代表する木材産業の衰退 従業者数 1 人あたりの製造品出荷額等の低下 空き店舗の増加等による桜井駅前の活力低下 <p>【教育・生涯学習・交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの地域において、小学校児童数が減少傾向にある 小中学生の学力が全国平均を下回っている（奈良県全体） <p>【都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の拡大・拡散（都市の空洞化） 市街地における空き家・空き店舗の増加（都市のスponジ化） 自家用車への依存により公共交通の維持・確保が困難 <p>【安全・安心】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川周辺部で浸水被害が想定されるごとや、山間及び市街化区域の丘陵地の一部では、大雨による土砂災害の危険性が高い地域がある | <p>■成長（強みによって機会をさらに活かすために必要なこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光、子育て、福祉、医療等の桜井の強みを活かした広域圏での地位の確立【産業】【観光】【健康・福祉】【都市】【安全・安心】 大神神社参道周辺の活性化の起爆剤となる交流拠点施設の整備（民間活力の導入）や沿道への商業施設の誘致、まちなかでのイベント開催等による地域のにぎわい創出【産業】【観光】 長谷寺や纏向遺跡等、歴史文化資源周辺における来訪者の受け入れ環境の整備による、桜井市内での滞在型観光の拡大【観光】 国内のみならず、外国人観光客をターゲットとした多彩な歴史文化資源に関する情報発信の推進【観光】 | <p>■回避（強みによって脅威を回避・克服するために必要なこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 山の辺の道などの歴史文化資源や、奈良県国際芸術村等の施設を有する周辺自治体との観光を軸とした広域連携の強化（観光のパッケージ化）【観光】 NAFIC 整備を契機とした、カストロノミーツーリズムなどの「食」や「農」をテーマとした新たな産業の創出（人が創り出す産業の創出）【産業】【観光】 保健福祉センター「陽だまり」を拠点とした、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援など、桜井ならではの手厚い子育て支援による子育て世代の流出抑制、定住・移住促進【人口】【健康・福祉】 桜井団地の更新（子育て施設や高齢者支援施設等の整備）や、桜井駅周辺のバリアフリー化（『人にやさしいネットワーク』の形成）等による多世代居住のまちづくりの推進【人口】【健康・福祉】 市庁舎と保健福祉センター「陽だまり」を軸に、桜井消防署や災害時支援を行う他の公共機関と連携を図ることによる防災力の強化【安全・安心】 |
| | | <p>■改善（機会を逃さず弱みを改善するために必要なこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民連携や AI、ICT の活用などによる効率的な行政サービスや公共施設マネジメントの推進【地域経営】【都市】 ごみ処理の広域化、水道事業の県単一化など広域行政の推進【地域経営】 ふるさと納税、そうめんサミット等のイベント、地域ブランド認定推進事業等を通じた特産品の認知度向上によるブランド力の強化（地場産業の競争力の強化）【産業】 環境に配慮した循環型社会の創出（森林環境譲与税の活用による木材産業の振興）【産業】【環境】 広域交通ネットワークの形成を契機とした新たな企業誘致【産業】 桜井駅前をはじめとする拠点への複合的な都市機能の誘導、既存ストックの活用、民間活力の積極的な導入による活性化【産業】【都市】 グローバル化や高度情報化の進展に伴う英語教育や ICT 教育の充実に伴う学力の向上【教育・生涯学習・交流】 市街地における拠点の形成、中山間地域における小さな拠点の形成、拠点周辺への居住の誘導、公共交通の再編による多極ネットワーク型コンパクトシティの形成【都市】 | <p>■改革（最悪の事態を招かず弱みを克服するために必要なこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害に関する対策の強化（防災応急対策や復旧対策を確実にするための地域ぐるみでの積極的な取組や応援・協力体制の確立）【安全・安心】 |